

# 地域公共交通計画について

---



令和2年1月23日(木)

北海道運輸局室蘭運輸支局 輸送・監査担当

- 平成10年6月の運輸政策審議会総合部会の答申を踏まえ、各事業の規制緩和や、地域公共交通の活性化のための支援策を実施してきたところ。

H10年 6月：「交通運輸における需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等について」  
(運輸政策審議会総合部会 答申)

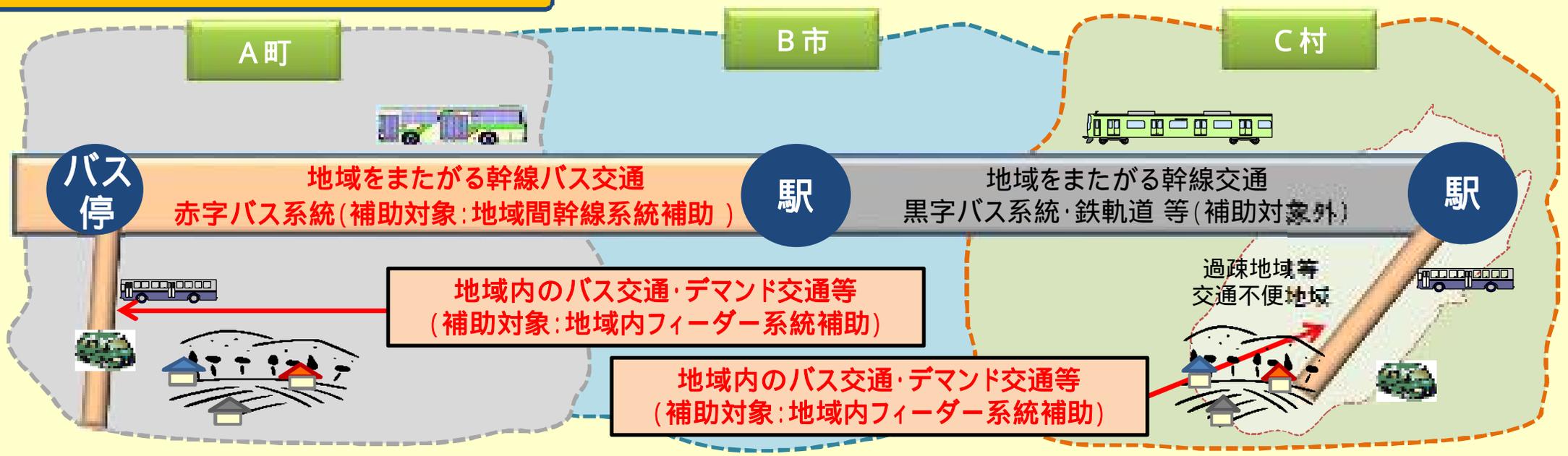
## 各事業の規制緩和等

H12年 2月：貸切バス事業（道路運送法）、国内航空運送事業（航空法）の規制緩和  
同 3月：旅客鉄道事業（鉄道事業法）の規制緩和  
同 10月：国内旅客船事業（海上運送法）の規制緩和  
H14年 2月：乗合バス事業・タクシー事業（道路運送法）の規制緩和  
H18年 10月：自家用有償旅客運送の登録制度の創設（道路運送法）

## 地域公共交通活性化のための支援策等

H19年 10月：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」施行  
H20年 : 「地域公共交通活性化・再生総合事業」創設  
H21年 11月：行政刷新会議による「事業仕分け」の実施  
H22年 6月：国土交通省行政事業レビューワーキングチームによる「行政事業レビュー」の実施  
H23年 : 「地域公共交通確保維持改善事業（生活交通サバイバル戦略）」創設  
H25年 12月：「交通政策基本法」施行  
H26年 11月：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」施行  
H27年 2月：「交通政策基本計画」閣議決定  
H27年 5月：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律」成立  
H29年 6月：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」施行

## 補助対象となるバス交通のイメージ



## 地域間幹線系統補助の主な要件

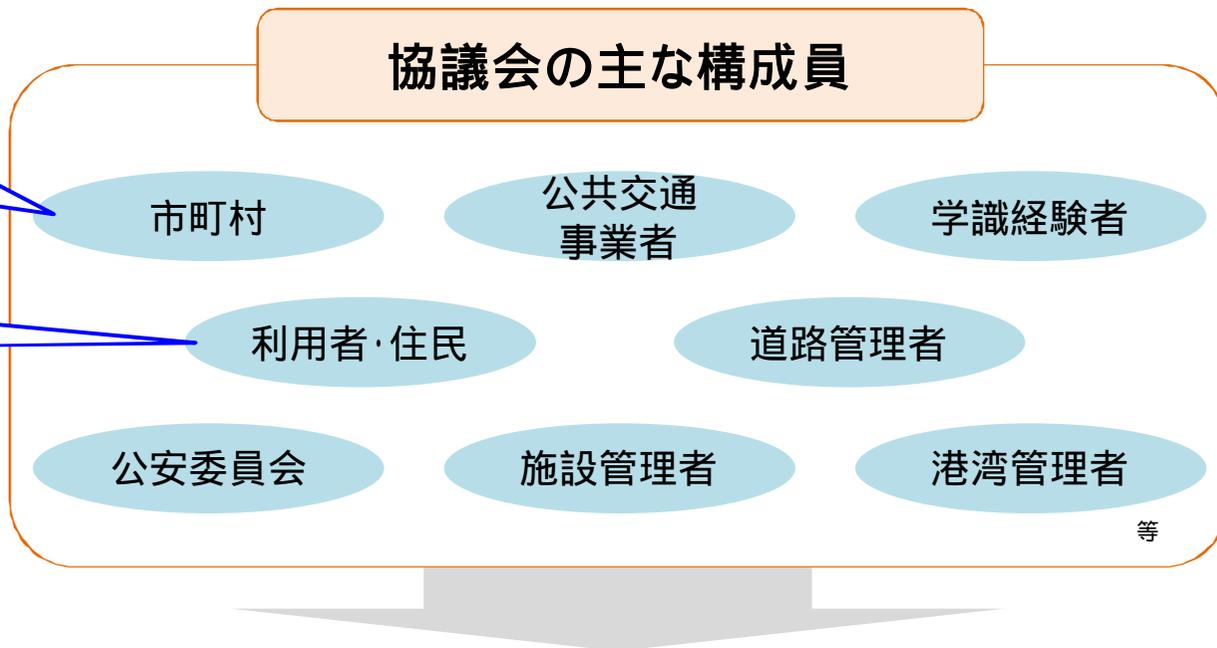
- ・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
- ・経常赤字が見込まれる 等

## 地域内フィーダー系統補助の主な要件

- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること  
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・経常赤字が見込まれること 等

- 構成員は、地方公共団体の判断により柔軟に追加可能。（例：商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等）
- 必要な構成員の追加により、本法に基づく協議会に道路運送法に基づく地域公共交通会議等の他の協議会の機能を付加し、合同で開催するなど、事務負担の軽減が可能。

## 協議会の主な構成員



交通部局のみならず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境等を管轄する幅広い部局からの参画を期待。

日頃から当該交通を利用し、その実情をよく知る者の参画も欠かせない。

### 協議応諾義務

：公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

## 地域公共交通計画の作成・実施

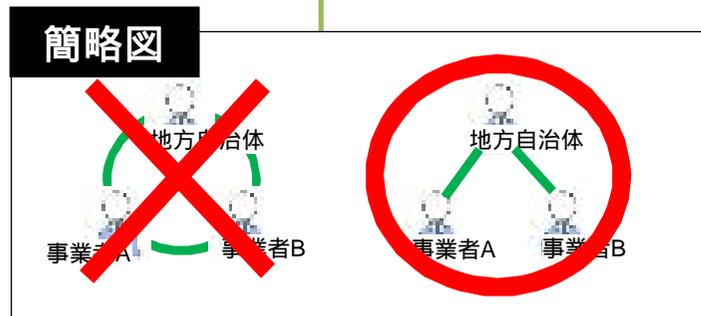
### 独禁法上の留意点

協議会において事業者の間で、例えば公共交通サービスに係る個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等について合意がなされるなど、**独占禁止法の規定に抵触しないよう留意。**

このため、事業者の個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等の設定については協議する場合には、地方公共団体が個々の事業者との間で個別に協議。

### 結果尊重義務

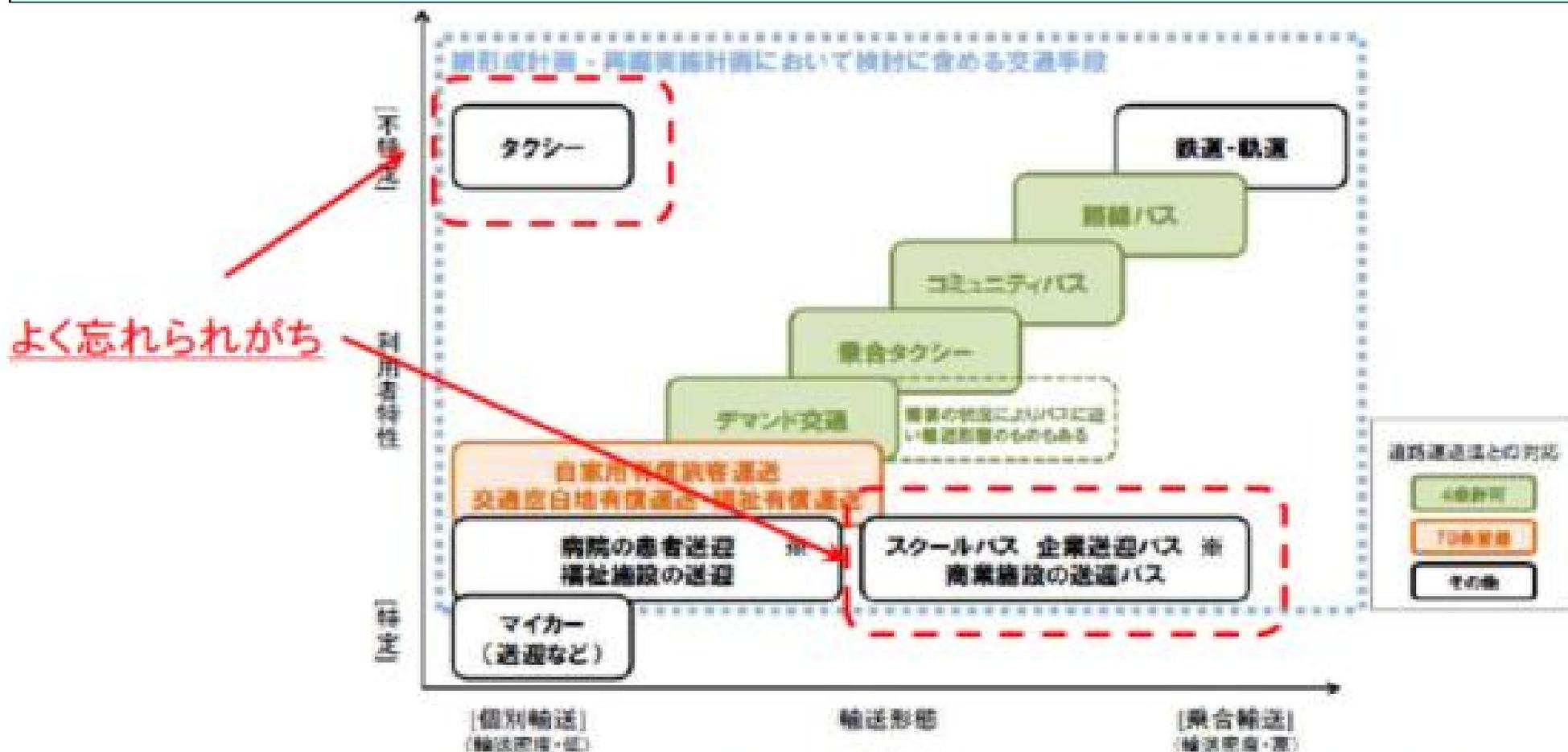
#### 簡略図



# 区域内の公共交通モードとの連携の重要性

日常生活や来訪者が地域で使う公共交通は単一路線や単一モードではないため、住民・来訪者が利用する「地域公共交通ネットワーク」を形作る全ての交通モードを検討対象とする必要。

あわせて、協議会において実質的な議論を行うためにも、関係する公共交通事業者や自治体内の関係部署を含めて、協議会（分科会等の下部会議を含む。）への関係者の参画を得る努力をすることが重要。（実質的な議論に参加できれば、オブザーバーでも構わない。）

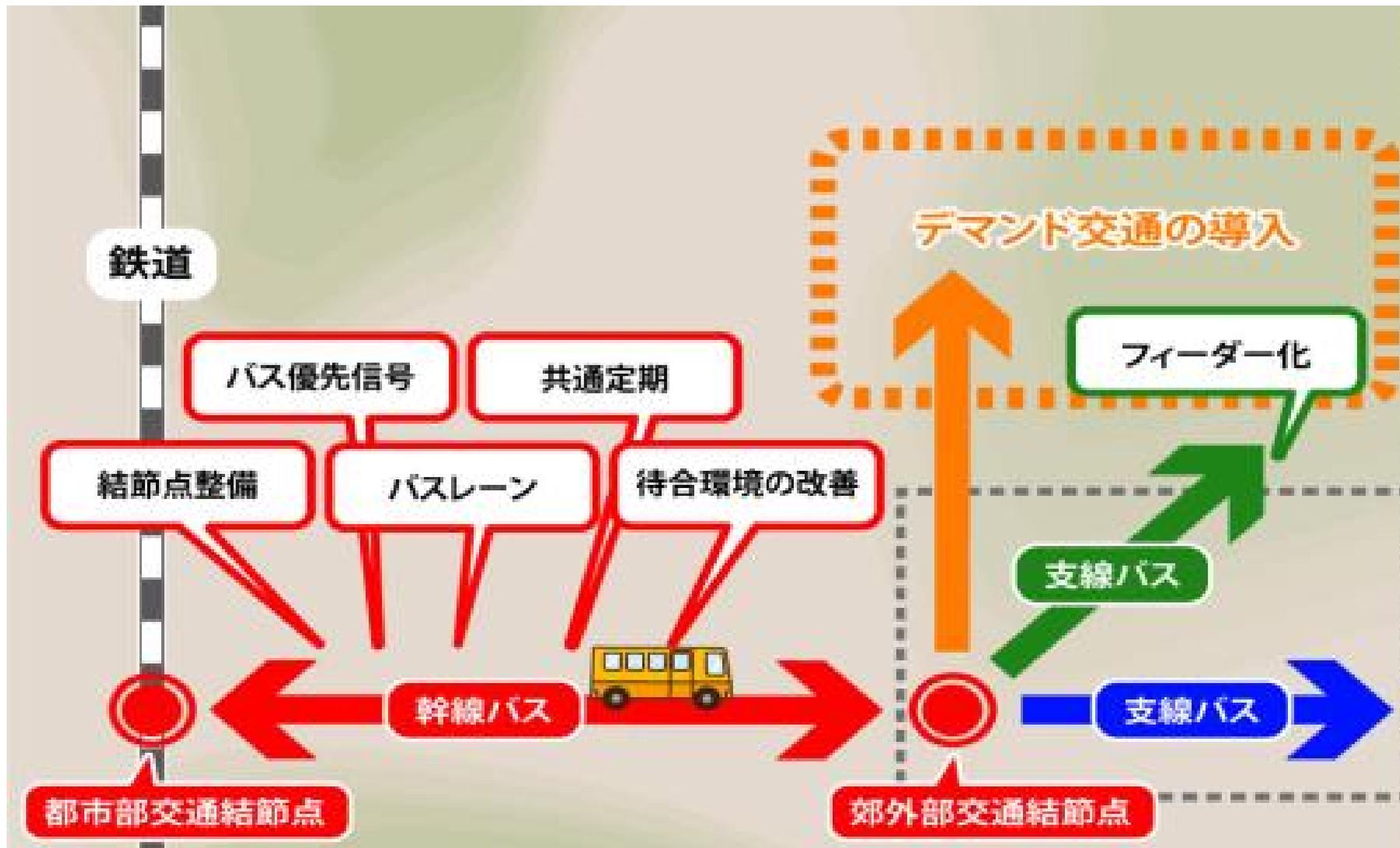


▲ 網形成計画及び再編実施計画において検討すべき交通手段の範囲（陸上交通の場合）

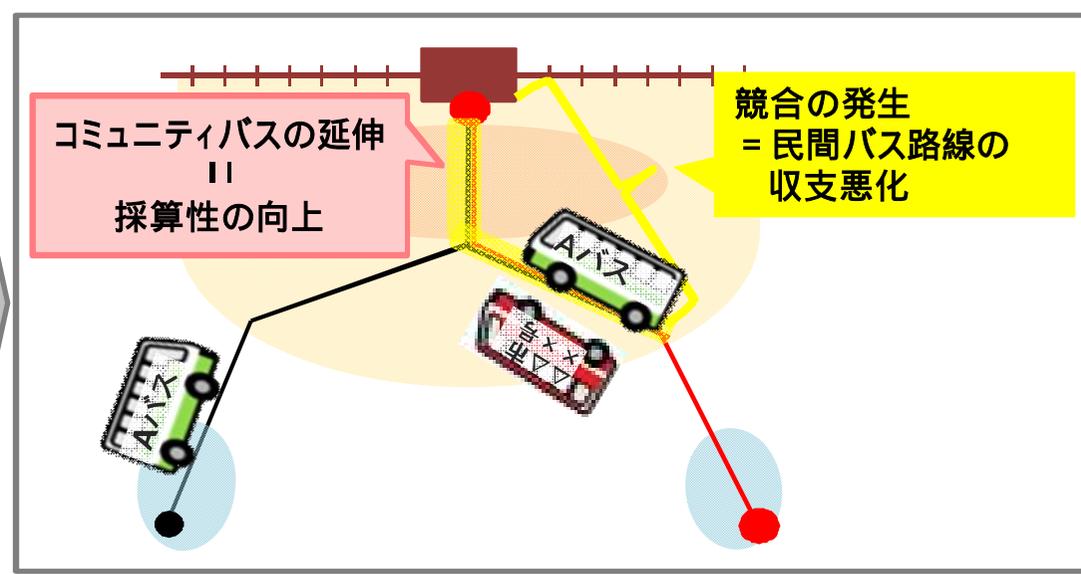
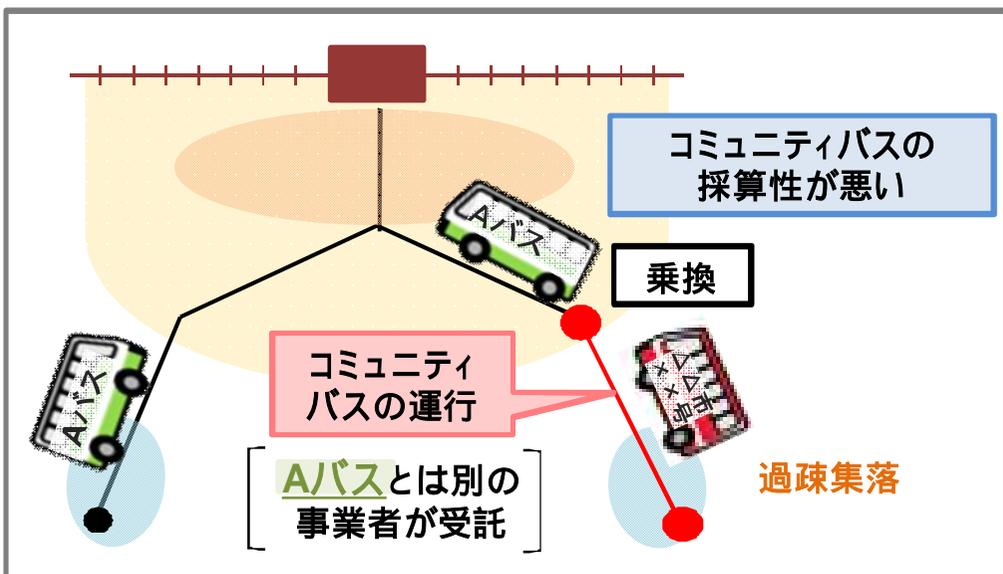
※ 様々な運行形態で行われている（陣岡の場合は道路運送法の対象外）。

## 公共交通ネットワークを具体化・明確化する計画

地域にとって望ましい公共交通ネットワークのすがたを明らかにし、まちづくりなどの関連分野と連携しつつ、面的なネットワークの形成に係る事業を記載

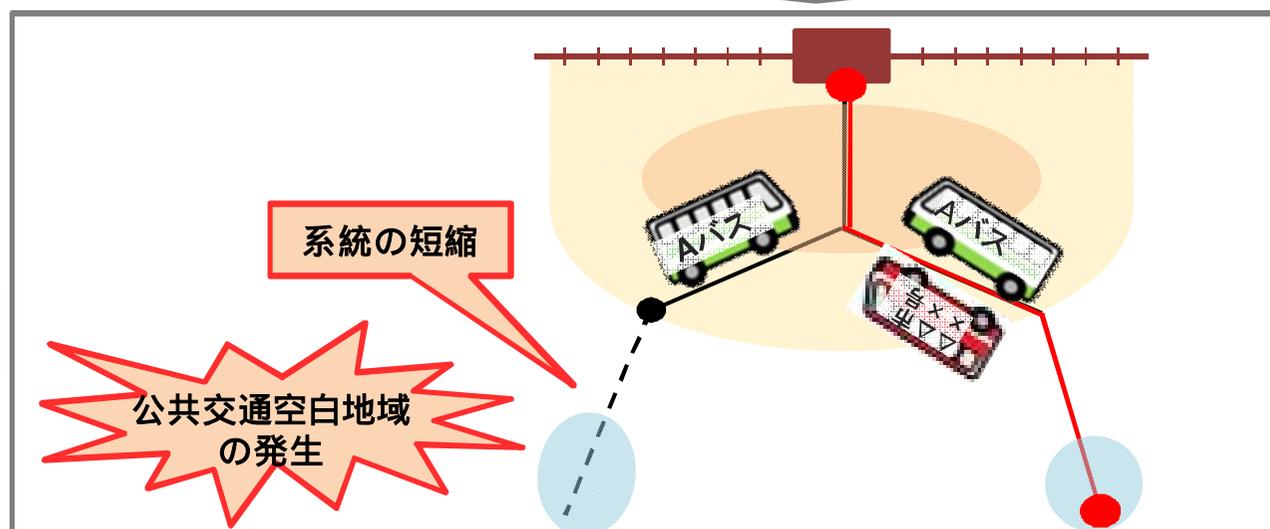


- 地域全体の公共交通をネットワークとして総合的に捉え、交通機関相互の連携を十分に図るとともに、公共交通網の効率性を向上。
- 公的支援のあるサービスは公的支援のないサービスを補完するものとして位置付け。

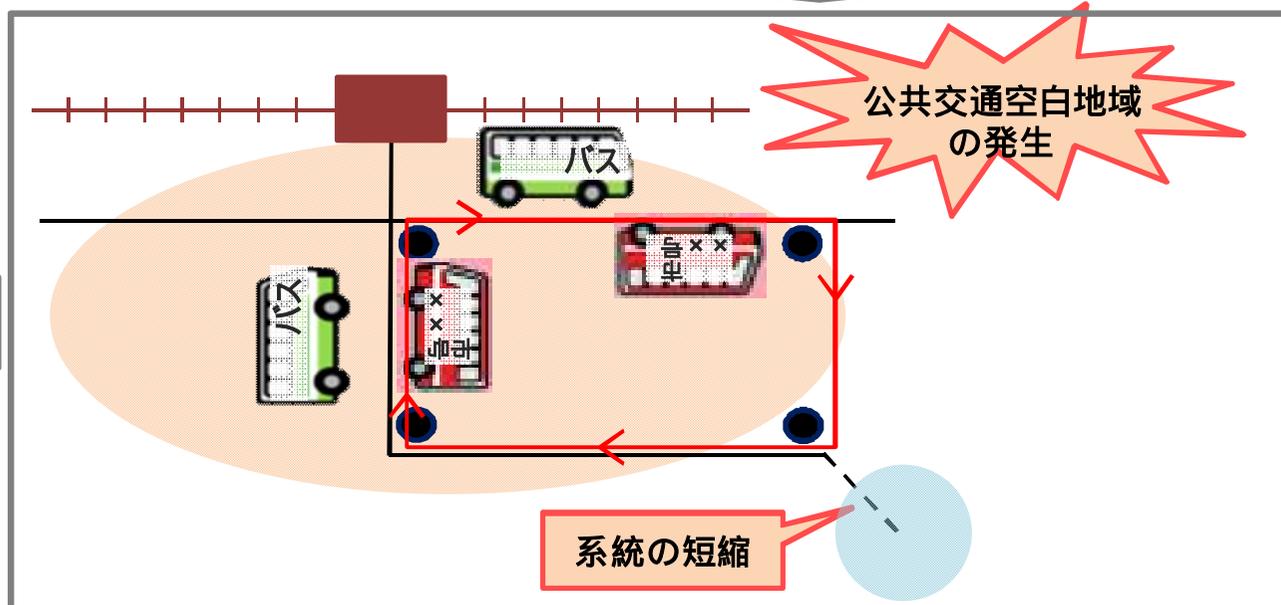
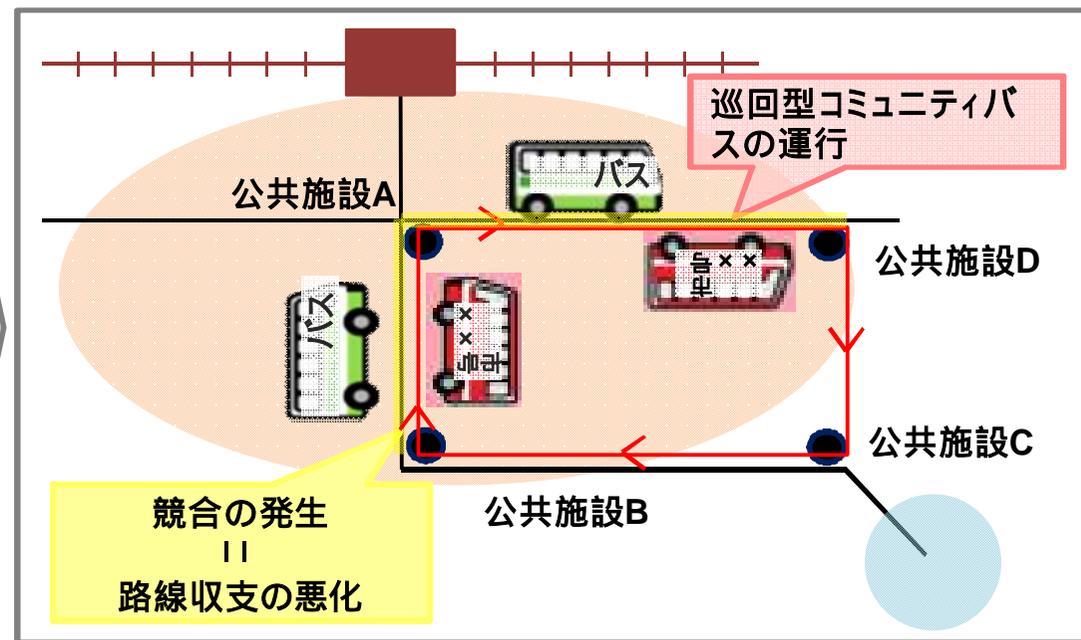
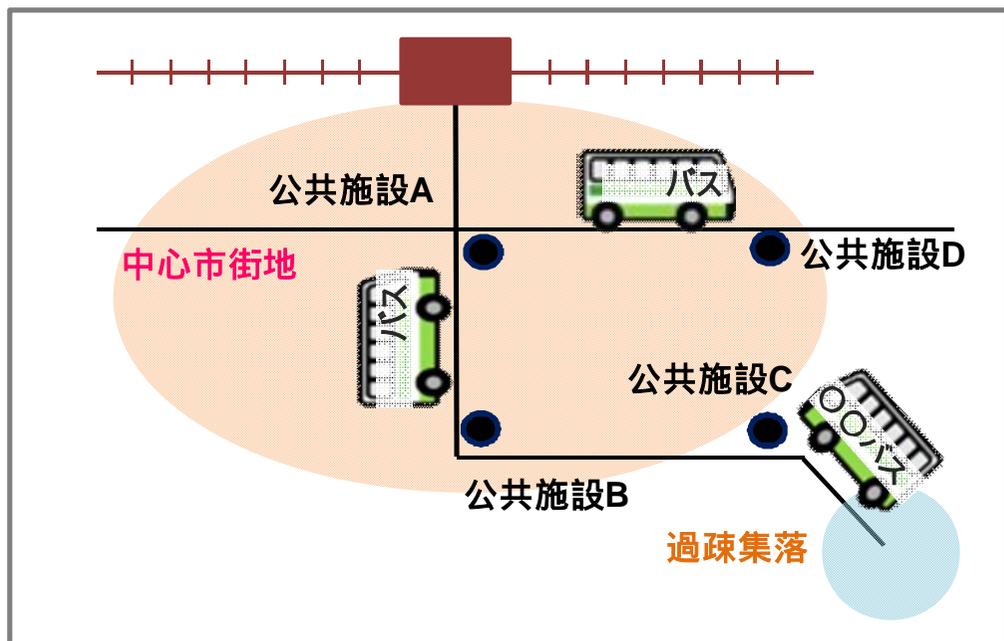


問題事例: コミュニティバスと民間バスの競争  
(パターン 廃止代替路線の延伸)

地域全体のネットワークについて  
バス事業者と十分協議を行い  
役割分担を決定することが必要



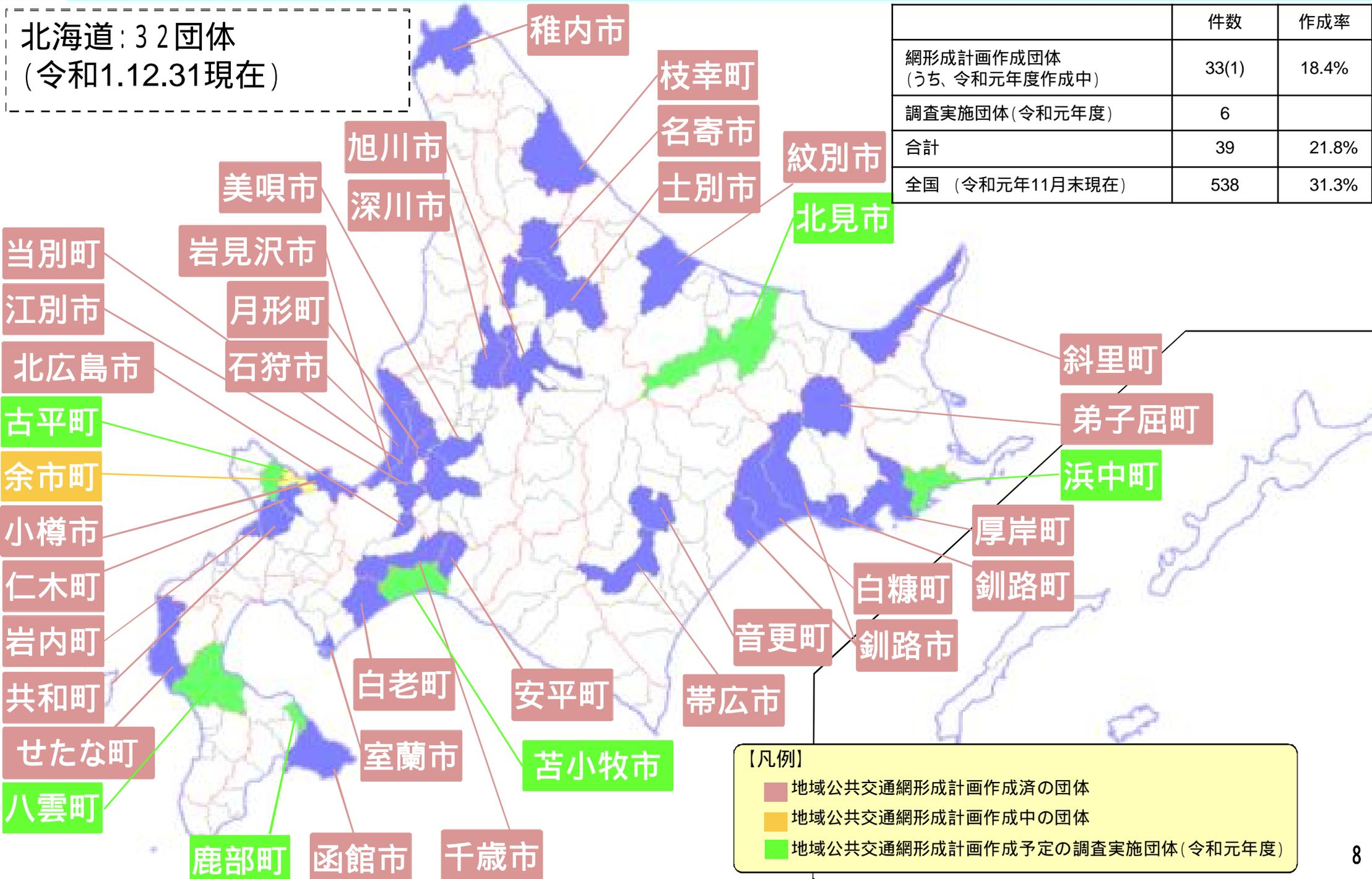
## 問題事例: コミュニティバスと民間バスの競合(パターン 公共施設巡回型)



地域全体のネットワークについて  
バス事業者と十分協議を行い  
役割分担を決定することが必要

# 地域公共交通網形成計画作成状況(令和1.12.31現在)

北海道: 32 団体  
(令和1.12.31現在)



	件数	作成率
網形成計画作成団体 (うち、令和元年度作成中)	33(1)	18.4%
調査実施団体(令和元年度)	6	
合計	39	21.8%
全国 (令和元年11月末現在)	538	31.3%

【凡例】

- 地域公共交通網形成計画作成済の団体
- 地域公共交通網形成計画作成中の団体
- 地域公共交通網形成計画作成予定の調査実施団体(令和元年度)